

## ウィルソンの行政理論：アメリカ行政学の濫觴

手島, 孝  
九州大学法学部助教授

<https://doi.org/10.15017/1399>

---

出版情報：法政研究. 27 (2/4), pp.209-222, 1961-03-25. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：

# ウィルソンの行政理論

— アメリカ行政学の濫觴 —

手 島 孝

## 一 序 説

二 ウィルソン行政理論の概要

三 その 評 価

## 一 序 説

アメリカにおいて、独立の一学科としての行政学の濫觴は、ウッドロー・ウィルソン (Woodrow Wilson 1856—1924) の一八八七年の論文「行政の研究」 (“The Study of Administration”<sup>(一)</sup>) に求められる<sup>(二)</sup>。

ところで、ウィルソンその人においては、行政学はさして大きな地位を占めていないように思われる<sup>(三)</sup>。彼の理論的関心がそれに向けられたのは、ペンシルヴェニアの女子大学プリン・モアの講壇にあった上記論文発表の当時からプリンストン大学へかけての前後僅か数年間のことであり、しかも彼のこの分野での見るべき著述は実にこの論文一作に過ぎない。加えて、彼はその執筆に当って、さしたる抱負も情熱も持っていなかったものの如くである<sup>(四)</sup>。学究としての彼は、すぐれて政治学者だったのである<sup>(五)</sup>。のみならず、彼の実践的関心も亦、第一義的に行政に向けられたものでは決してなかった。第二十八代合衆国大統領 (在職一九一三—二一年) としての彼の事績が、そのことを如実に物語っている。ここにおいても、彼はすぐれて政治家であった<sup>(六)</sup>。

## 論 説

しかし、それにも拘らず、かの一論文によってウィルソンがアメリカ行政学に占める地位には比類のないものがある。すなわち、それは「開拓者」としての、また「眞の創始者」としてのそれに外ならない<sup>(七)</sup>。第一に、初めて、行政の時代的重要性を認識し、行政を独立の研究の対象として確定し、且つそのための理論的枠組を提示したというその歴史的意義において、第二に、行政の諸問題について今日なお貴重な示唆に富む深い洞察と思索がそこに展開されているというその現代的意義においてそうなのである。このことについて若干の考察を試みたのが本論文である。

(一) *Political Science Quarterly*, Vol. 2, 1887, pp. 197—222.

(二) 参照、D. Waldo, *The Administrative State*, 1948, p. 3 f. note 2. — 「これは行政という主題についてのアメリカで最初の述作ではない。——例えば、公務員制度改革に関する Henry Adam 及び Dorman B. Eaton の論述がそれに先行した。建國の父祖たちでさえ、行政的諸問題に論文を捧げた。しかし、ウィルソンの論文は、行政が次第に独自の活動と研究として自らを意識するようになるべきであった時期を開始する。」

(三) ウィルソンの生涯と業績の簡潔な叙述として、参照、William E. Dodd, “Wilson,” *Encyclopaedia of the Social Sciences*, Vol. 15, pp. 426—8.

(四) 参照、ウィルソンの Edwin R. A. Seligman 宛つ一八八六年一月二日付けの書簡 (*Pol. Sci. Q.*, Vol. 56, 1941, p. 401)。

(五) 参照、A. Lepawsky, *Administration*, 1949, p. 41. — 「統治の研究者としてのウィルソンの永続的関心は、第一義的には憲法及び政治問題にあり、第二義的にのみ行政の分野にあった。」事実、彼の処女論文 “Cabinet Government in the United States,” *International Review*, Vol. 7, 1879, pp. 146—63 以下、*Congressional Government*, 1885 ; *The State*, 1889 (new ed. by E. Elliott, 1919) ; *Constitutional Government in the United States*, 1907 等の主著が、専ら憲政及び政治問題に捧げられたものである。(もっとも、後の二著は彼の行政思想的要素を包含してはいるが、それは副

次的である。——参照、H. A. Turner, "Woodrow Wilson as Administrator," *Public Administration Review*, Vol. 16, 1956, p. 251.)

(六) 参照、Turner, *op. cit.*, pp. 251—4。——「ウィルソンは、合衆国政府に広汎な行政的含みを有する諸革新を導入しはしたけれども、しかし……行政における改革はもたらさなかつた。合衆国大統領として、ウィルソンは、連邦行政機構が改組されることを主張し、そして……オーヴァーマン機構改革法の採択を確保することに成功した。彼は、政府作用における能率と節約に少なからぬ関心を示し、国家予算制度の採用のために働いた。しかし、大きな行政的改革は彼の名と結びついていない。」(p. 254.)

(七) 参照、I. Brownlow, "Woodrow Wilson and Public Administration," *Pub. Adm. Rev.*, Vol. 16, 1956, p. 81.

## 二 ウィルソン行政理論の概要

初めに、「行政の研究」の内容を整理して示そう。このアメリカ行政学の古典は、未だわが国において翻訳或いは詳細に紹介されることがないから、以下の要約も決して無意義ではなからう。

さて、冒頭、ウィルソンは行政研究の目的を「第一に、何を政府は適切有効になし得るか、第二に、如何にして政府はこれら適切な事がらをできるだけ最大の能率とできるだけ最小の金銭ないし精力の費消でなし得るか、を発見すること」にあるとする。しかし、彼によれば、この研究に入る前に、(一)「他の人々が同じ方向でなして来たこと、すなわち研究の歴史を考慮に入れること」、(二)「正に何がその主題であるかを確認すること」及び(三)「正に何がそれを展開するための最も良い方法であり、その中に持ち込むべき最も解明的な政治的観念であるかを決定すること」が必要であり(p. 197)、「これらの事を知り、解決しない限り、われわれは海図或いは羅針盤なしに出航することになる」という(p. 198)。彼のこの論文は、実にこれら三つの問題に向けられた「行政研究への序説」に外ならない。<sup>(一)</sup>

先ず第一節で行政学の歴史が検討される (pp. 198—209)。

行政学の歴史は新しい。「それは、われわれ自身の世紀の、殆どわれわれ自身の世代の産物である。」 (p. 198)

何故か、とウィルソンは問うて答える。「生活そのものが単純であったが故に政府の機能が単純であった」時代には、政府に対する実践的・理論的関心は専ら政府の「憲政」(constitution)に向けられていた。——「問題は常に、誰が法を作るべきであり、その法は如何なるものであるべきか、ということであった。如何にして法は賢明に公平に摩擦なしに執行されるべきかという他の問題は、博士たちが原則について同意した後書記たちが処理し得るところの「実務的細目」として、捨てて顧みられなかった。」 (pp. 198—9) 社会の急激な発展に伴い、政府の機能が飛躍的に増大し複雑困難となって来た彼自身の世紀に至って、初めて「政府の針路を真ッ直ぐにし、その仕事をより少く非事務的にし、その組織を強化純化し、そしてその義務を忠実に遵守せしめることに努むべき行政の科学」が出現しなければならなくなる (pp. 200—1)。 けだし、「国家がなさねばならぬ新しい事がらを毎日見るとすれば、次の事は、国家がそれらを如何にしてなすべきかを明瞭に見ることである」 (p. 201) から、と。

ところで、こういった行政の科学は、これまで海の彼方すなわちフランス、ドイツにその研究者を見出して来た。

「それは、われわれの形成にかかるものではない。」 (p. 202) ウィルソンはその理由を次の二点に求める。「第一に、ヨーロッパにおいては、統治が民衆の同意から独立であった正にその故に、なさるべきより、多くの統治が存在した。そして第二に、統治を独占権たらしめておこうとする願望が、独占者たちをして最も非刺戟的な統治の手段を発見することに關心を持たしめたこと。」 (p. 202) ここでウィルソンは、近代世界の主要国家の憲政史によって判断すると、統治には三つの成長の段階があるとす。——「第一は、絶対主義的支配者の時期であり、絶対主義的支配に適合せしめられた行政制度の時期である。第二は、絶対主義的支配者を廃し、民衆の支配を以てこれに代える

ために憲法が制定せられる時期であり、行政がこれらの高い関心事のために等閑視せられる時期である。そして第三は、主権的人民が彼らを権力の座にもたらしたこの新しい憲法の下で行政を發展せしめようと企てる時期である。」(p. 204) プロシヤ、フランスは第一の段階にあるものであり、ここでは「行政は、単一の意志の実行に対してのみ与えられる単純性と効果を以て、一般福祉を助長するように組織されて来た」のである(p. 204)。これに対して「行政が自由主義原理の刻印を受ける前に」第二の時期に入ったイギリス、アメリカにおいては、「行政的改善は遅々としており中途半端であった。」(p. 205) イギリス民族は、「執行の方法を完成する技術を常に無視して、執行権を抑制する技術を研究して来た。」(p. 206) かくて、われわれは、第三の時期すなわち「行政的研究及び創造が、憲法制定の永い一時期を背負ったわれわれの政府の安寧のために絶対に必要である時」に到達しているにも拘らず、「新しい時期の課題に対処する準備ができていない。」(p. 206) ウィルソンによれば、プロシヤのように「奴隸的で組織的であるよりは、未訓練で自由である方がいい。それでも、精神において自由でもあり、実践において熟達してもいる方が、より一層いいであろうことは否定の余地がない。」(p. 207) かかる観点から、ウィルソンは、アメリカにおいて「この大いに希求さるべき行政の科学を帰化させるのを阻げ或いは遅らせているであろうところのもの」を発見しなければならぬとし、そのようなもの——それはアメリカの行政研究者にとって、その下で行政の研究を企てねばならぬ「格別に困難な条件」であるが——として、「民衆の主権性」(popular sovereignty)を指摘している(pp. 207—9)。——「われわれが民主的支配を十分に実現して来たという実にその事実が、この支配を組織化する仕事を正にそれだけ、より困難たらしめて来た。いやしくも何らかの前進をなすためには、われわれは世論と呼ばれる無数の君主を教育し説得しなければならぬ。——これは、王と呼ばれる単一の君主を感化するよりも、遙かに、より実行不可能な事業である。」(p. 207) そして、民衆というものは「かたくなに非哲学的」であり、しかも

アメリカの民衆は世界で最もその構成において雑多なのである (p. 209) 、と。

次いで第二節においては、行政学の特徴的な目的及びその主題の問題へと進む (pp. 209—17) 。

「行政の分野は事務 (business) の分野である。」 (p. 209) かくして、「行政研究の目的は、執行方法を経験的実験の混乱と高価さから救い、それを強固な原理に深く根づいた基礎の上に置くことである。」 (p. 210)

ここで注意すべき最も重要なことは、「行政は政治の固有の範域の外にあるという真理」である、とウィルソンは述べる。著名な彼の政治—行政二分論が、ここから展開される。——「行政問題は政治問題ではない。政治は行政のために仕事を設定しはするけれども、行政の職務を左右することは許さるべきでない。「これは高い権威のある区別である。すぐれたドイツの著述者たちが、それを勿論のこととして主張する。例えば、ブルンチュリ (Bluntschli) は、行政を政治からも法からも分離することをわれわれに命ずる。彼はいう、政治は大きな普遍的な事項における国家活動であり、他方、行政は個別的な小さな事項における国家の活動である。かくて、政治は政治家の特殊領域であり、行政は技術的な官吏の特殊領域である。」政策は、行政の援助がなくては何ごともできない。しかし、それ故に行政が政治なのではない。しかし、われわれは、この立場のためにドイツの権威を必要としない。この行政と政治の区別は今や幸いにも余りにも明白なので、これ以上の論議を要しない。」 (pp. 210—1) ウィルソンは「行政と政治の区別の他の側面」たる「憲法問題と行政問題の区別」をも同時に強調する。両者は、区別が容易でなく、従って混同され易いけれども、はっきり区別されなければならない (pp. 211—2) 。——「公行政は、公法の詳細且つ組織的な執行である。すべて一般的法律の特殊の適用は行政の行為である。例えば、租税の賦課徴収、犯罪者の処刑、郵便の輸送配達、陸海軍の装備徴募等は、すべて明らかに行政の行為である。しかし、これらの事がなされるべきことを命ずる一般的法律は、同じく明らかに、行政の外にあり上にある。統治的行動の総括的計画は行政的ではな

い。このような計画の詳細の執行が行政的なのである。故に、憲法は、一般的法律を統制すべき統治の諸手段にのみ関係する。」(p. 212) しかし、ここでウィルソンが意志 (Will) と行為 (Deed) という有機体的アナロジーを斥けていることは注目される。すなわち彼はいう、「これは、完全には意志とこれに対応する行為の区別ではない。何故なら、行政官は、彼の仕事を達成するための手段の選択において彼自身の意志を持つべきであり、また持つからである。彼は単なる受身の道具ではないし、またそうあるべきではない。区別は一般的計画と特殊的手段との間にある。」(p. 212)<sup>(11)</sup>

ウィルソンは、行政研究が憲法的地盤に接近する地点があるとする。「権限の分配」の問題がそれに外ならない。彼によれば、「モンテスキュー (Montesquieu) はこの題目について最後の言葉を語らなかつた。」而して彼自身の結論は、「大きな権力と無制約の裁量権」であり、これは「責任」の不可欠の条件であるということにある (p. 213)。ここにおいて、ウィルソンは明らかにハミルトン主義者 (Hamiltonian) として立ち現われている。<sup>(12)</sup> 「権力には、もしそれが無責任でありさえしなければ危険はない。もし分割されて多くの者に平等に分配されるならば、それは曖昧にされる。そして、もし曖昧にされるならば、それは無責任たらしめられる。しかし、もし公務員組織の諸部門の長に集中されるならば、それは容易に監視され問責される。」(pp. 213-4)

ここから、問題は「世論と行政の適切な関係」という一層大きな問題へと移行する。「正しい答えは、世論は権威的批判者の役割を演ずべきであるということであるように思われる。」(p. 214) すなわち、家政が必ずしも自分自身の手で食事を料理することに存するのではなく、「料理人は、火とかまどの管理について広汎な裁量権を委任されなければならぬ」(p. 214) のと同様、公共の批判は「政治並びに行政における形成的政策のより、大なる力を監督する」にとどまらねばならない。かくて世論は、「お節介」となることなくして「能率的」となることができる。「行



政研究をして、公共の批判にこの統制を与え公共の批判を他のすべての干渉からさえぎるための最良の方法を発見せしめよ」とウィルソンは要請する (p. 215)。

更に、ウィルソンは、行政研究の責務は以上に尽きぬとして、「公務のための候補者を訓練すること」に歩を進むべき必要を説く (pp. 215—7)。こゝでの「われわれにとっての理想は、思慮<sup>セツス</sup>と活力とを以て行動するに十分教養あり自足的な、しかもなお、選挙と不断の公共の助言とによって、専断或いは階級心が全く問題とならぬことを知るほど密接に民衆の考えと結びついた公務員制度である。」 (p. 217)

最後に第三節は、このような目的と主題を持つ行政学にとつての「最適の方法」に論及する (pp. 217—22)。

それは、ウィルソンによれば、「比較研究」の方法である。「行政機能に関する限り、すべての政府は強度の構造的類似性を有する。それどころか、それらは、もし一樣に有用で能率的であるべきならば、強度の構造的類似性を持たなければならぬ。自由人は、如何にその動機、職務、精力が異つていようと、奴隸と同じ身体的器官、同じ実行的部分を持つ。君主政と民主政とは、他の点では根本的に異なるけれども、現実に、ほぼ同一の顧慮すべき事務を有する。」 (p. 218) 従つて、「われわれは、すべての条件の根本的差違をその本質的教義の中に読み込みさえすれば、安全と利益とを以て行政の科学を借用することができる。われわれは、ただ、それをわれわれの憲法によって瀧過しなければならぬ。それを批判の<sup>カ</sup>火の上<sup>カ</sup>にかけ、その異国的ガスを蒸発させなければならぬ。」 (p. 219) 比較研究によって初めて、われわれはわれわれ自身の弱点も長所も学び知ることができる、とウィルソンは説く。ここで彼は、「行政の分野で比較法を非常に安全ならしめるのは既に引かれた行政と政治の区別であること」に注意を促している。——「われわれが、われわれは政治的<sup>政治的</sup>原則を求めているのではないということを知りつつ、フランスやドイツの行政制度を研究するとき、われわれは、フランス人又はドイツ人が彼らの慣行をわれわれに説明するときそれ

について与えるところの憲法的或いは政治的理由を少しも気にかける必要はない。もし私が、或る兇悪な男がナイフを上手に研ぐのを見るならば、私は、彼のそれで殺人を犯そうとする蓋然的意図を借用せずに、彼のナイフの研ぎ方を借用することができる。同じように、もし私が、徹底的な君主主義者が官庁をうまく管理するのを見るならば、私は、私の共和主義的地点の一つをも変えることなく、彼の執務方法を学ぶことができる。彼は彼の王に奉仕するだろう。私は人民に奉仕し続けるであろう。しかし、私は、彼が彼の主権者に奉仕するのと同じように私の主権者に奉仕したい。この区別を心に留めることによって、——すなわち、われわれ自身の政治を便利な実行に移す手段として、すべての者に対して民主的に事宜に適したものを各人に対して行政的に可能ならしめる手段として、行政を研究することによって、——われわれは完全に安全な基盤の上にあり、外国の制度がわれわれに教えねばならぬところのものを誤りなく学ぶことができる。」(p. 220) 既に第一節でも、先進の独仏行政学を摂取する場合の「アメリカナイズ」の要について触れられるところがあった(p. 202)ことが想起されなければならない。何れにせよ、比較研究法において留意すべきは、ウィルソンによれば、「われわれ自身の政治がすべての理論のための試練テストでなければならない」ということである。——「アメリカのための行政の科学が基くべき諸原則は、民主的政策を非常に深く心にかける諸原則でなければならない。」(p. 220) 「世界的な何をなすべきか (what-to-do) は、常に、アメリカ的な如何にそれをなすべきか (how-to-do-it) によって支配されなければならない。」(p. 221)

終りに、ウィルソンは、このような統治の方法手段の比較研究が、行政における潤達と活力を公共の批判に対する即座の従順さに実行的に結びつける示唆を提供することによって、自らが政治研究の諸部門中最高且つ最も実り豊かなものの中に位せしめられるに値いすることを立証することを、確信を以て期待して、論を結んでいる。(p. 222)

(一) 参照、前掲セリグマン宛てウィルソンの書簡。

(二) このようにして斥けられた有機体的アナロジーは、しかし、グッドナウ (Frank J. Goodnow 1859—1939) によっては、はっきりと援用されている。——Goodnow, *Politics and Administration*, 1900, p. 9 ff.

(三) ウィルソンの政治思想は、世紀の換り目を境いとしてハミルトン主義からジェファソン主義へと変遷したが、彼の行政思想は、彼の生涯を通じて、根本的にはハミルトン的であり続けたとされる。——参照、Turner, *op. cit.*, p. 256 f.

### 三 そ の 評 価

上に要約したところから容易に窺い知ることができるよう、ウィルソンの「行政の研究」は極めて綱領的である<sup>(一)</sup>とはいえ、先ず第一に、そこにおいて初めて体系的に企てられた行政の時代的重要性の認識と行政学建設の理論的試み——それは爾後のアメリカ行政学に決定的な方向づけを与える——の故に、始祖としてアメリカ行政学史上不滅の地位を占めるものである。殊に、その発表が「大社会」の到来を告知した州際通商法の制定と年を同じくしているという<sup>(二)</sup>時代にさきがけた先見の明<sup>(三)</sup>、また、彼の他の著作にバーク (Edmund Burke 1729—97) やバジモット (Walter Bagehot 1826—77) の影響が顕著なのに比し、高い程度において彼自らの思索の所産であるというその獨創性は、<sup>(四)</sup>かかるその地位に更に一段の光輝を加える。

また第二に、そこにおける行政学の主題となるべき諸問題の指摘並びにそれに関する彼の見解の展開は、今日なお大きな価値を有するものである。行政における権限と責任の問題、行政に対する世論の役割の問題、行政教育の問題等々、それである。更に、その「比較研究」の方法論的提唱についても同様のことがいえよう。この論文が、アメリカ行政学会の機関誌 *Public Administration Review* 創刊の際、その巻頭論文に擬せられ<sup>(五)</sup>、その翌一九四一年には五十四年前にそれが発表されたのと同じコロンビア大学の *Political Science Quarterly* 誌上に再録され<sup>(六)</sup>、そして一九

五五年には単行の小冊子として複製されているのは、正にその持つかかる現代性に由来すると見なければならぬ。もし、この論文からその日付を示す文章を抹消し、著名な筆者の署名を省くならば、それはわれわれの時代のための論説として書かれたと思われるに違いない。」(ロジャーズ)<sup>(七)</sup>

ところで、ここで検討を要するのが、彼のいわゆる政治—行政二分論(及びそれに基く管理学としての行政学の性格づけ)である。

アメリカ行政学の基本的な理論的枠組として、創建以来五十年にわたってそれを支配し、且つ今なお一部に根強い信奉者を持つ政治—行政の二分論(dichotomy)は、実に創始者ウィルソンのこの論文にその端を発するとされている。<sup>(九)</sup>なるほど、彼以前にスティックニー(Albert Stickney)がその一八七九年の著書 A True Republic の中で、<sup>(一〇)</sup>また彼自身もその前著 Congressional Government, 1885 において政治と行政の分離について語っているが、しかし、それが真正面から、しかも行政学の理論的前提として取り上げられ論ぜられたのは、やはりウィルソンの論文を以て嚆矢とする。実際、彼の所論が政治と行政を論理的に截然と区別したものであることは、既に詳細に観察した。

しかし、ここで注意しなければならないのは、それが必ずしも単純な機械的二分論ではないということである。第一に、ウィルソンは行政を単なる技術的執行過程と見ているわけではない。すなわち、彼は、「行政の分野は事務の分野である」といいながらも、「しかし、それは同時に、そのより大なる諸原則を通じて政治的英智の永続的格率、政治的進歩の永遠の真理と直接に結びついているという事実によって、単なる技術的些事の退屈なレヴェルの上に遙かに高められている」と附言することを忘れていない(pp. 209—110)。また、彼は「意志」と「行為」という有機体説的二分論を採らず、行政はその手段の選択においてそれ自身の意志を持つとしている(p. 212)こと、上述の通りである。第二に、ウィルソンは現実の統治作用において政治と行政を分離することが極めて困難であることを十分意識し

ている。——「人は、何らか実際の統治の種々の部門において正に何処に行政が存するかを、混乱さすほど無数の細々した事項や困惑さすほど細かい区別に立入ることなしには、すべての人に容易に明らかにすることはできない。行政機能を非行政機能から分かつ境界線は、丘を上り谷を下り、目のくらむ区別の高みを越え制定法令の厚いジャングルを通り、*「もし……ならば」* や *「しかしながら」* の周りをあちらこちら廻って、終にこの種の探索に慣れておらず従って論理的識別の経緯儀の使用に習熟していない一般の目に完全に見失われるようになることなしには、この統治の部門とあの統治の部門との間に引かれることばできない。多くの行政は、或いは政治的*「*処理*」*と、或いは憲政的原理とごっちゃにされて、世人の大部分に対し忍びで、(incognito) 歩き回る。」(p. 211) 第三に、ウィルソンはその二分論から行政学を管理学として性格づける(参照 p. 210) が、しかし前出の如くその論文の冒頭においては、研究の目的を「第一に、何を政府は適切有効になし得るか、第二に、如何にして政府はこれら適切な事がらをできるだけ最大の能率とできるだけ最小の金銭ないし精力の費消でなし得るか、を発見する」にあるとしている(p. 191)。ウォルドーも指摘するように、ここで行政研究の第一の目的として挙げられている「何を政府は適切有効になし得るか」を発見することは正に政治ないし政治学の主題ではないか？ これは、単純な機械的二分論からは説明できないことである。<sup>(11)</sup> 第四に、ウィルソンは、既に見た通り、その二分論から出発して行政における比較研究の安全性とその必要を力説するが、しかし同時に、その結果が政治原則によって制約されねばならぬことをはっきり認めている(pp. 217—21)。

このように、それは政治と行政の連関面にも考慮を払うものであって、必ずしも単純な機械的二分論ではない。しかし、それにも拘らず、ウィルソンの所論の重点が両者をその分断面において把握することに著しく偏り、かくて後世、政治—行政二分論の祖とせられるに至った所以は、実にかかつてその時代的背景と実践的動機にある。すなわち、

レパウスキーの言を藉りれば、それは「行政の科学的定義であるよりは、むしろ、時の大きな悪すなわち政治における獵官 (spoils) と情実任官制 (patronage system) に対する挑戦」であつたのである。<sup>(一一)</sup><sup>(一二)</sup><sup>(一三)</sup> われわれは、今日、このような観点から彼のいわゆる政治—行政二分論を正当に評価しなければならぬ。

要するに、「行政の研究」に展開されたウィルソンの行政理論は、アメリカ行政学の「真の端緒」(ブラウンロー)であり、<sup>(一四)</sup>同時にまた爾来今日もなお行政学徒にとつての「英智の宝庫」(ロジャーズ)である。<sup>(一五)</sup>この意味で、それは、まさしく「行政文献の古典」(ウォルドー)たるの名に<sup>(一六)</sup>恥じないといえよう。

(一) 時として、「アメリカ行政学の父」の称号が、彼にはなく、彼の同時代人で大部の實質的業績を遺したグッドナウに呈せられるのはこの故であろう。参照、拙稿「アメリカ行政学の歴史的展開(一)」(『法政研究』二四卷一号昭和三二年)六二頁及び六七頁註一七・一八。

(二) 参照、Waldo, op. cit., p. 4.

(三) その時代的背景については、前掲拙稿五六頁以下を見よ。

(四) 参照、Turner, op. cit., p. 249, p. 250.

(五) 参照、Brownlow, op. cit., p. 77.

(六) Poli. Sci. Q., Vol. 56, 1941, pp. 481—506.

(七) W. Wilson, The Study of Public Administration, with Introduction by Ralph Purcell, Public Affairs Press, Washington, D. C., 1955.

(八) Lindsay Rogers, "A Professor with a Style," Poli. Sci. Q., Vol. 56, 1941, p. 507.

(九) Lepawsky, op. cit., p. 43; William J. Siffin, "The New Public Administration; Its Study in the United States," Public Administration, Vol. 34, 1956, p. 365 その他。

- (一〇) 参照、Lepawsky, op. cit., p. 44.
- (一一) 参照、Waldo, Ideas and Issues in Public Administration, 1953, p. 64 f.
- (一二) Lepawsky, op. cit., p. 43. 参照、Poul Meyer, Administrative Organization, 1957, p. 19.
- (一三) この基本的事情に加えて、(1)当時漸く発達しつつあった科学的管理法の機械論的思考傾向の影響、(2)ウィルソン自身における概念規定及び洞察の不徹底、といった副次的原因を考察することができよう。参照、阿利莫二「アメリカ行政学の動向」(『今日の法と法学』昭和三四年)二五二頁。
- (一四) Brownlow, op. cit., p. 77.
- (一五) Rogers, op. cit., p. 508.
- (一六) Waldo, op. cit., p. 3.